

福島市立地適正化計画



2019年3月

2025年3月（改定）

福島市

目 次

第Ⅰ章 立地適正化計画の概要	1
1. 改定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 立地適正化計画で定める事項	3
4. 計画対象区域	5
5. 計画期間	5
第Ⅱ章 福島市の都市構造上の課題と今後のまちづくりの方向性	7
1. 人口減少、少子高齢化の進展を踏まえた都市構造上の課題	7
2. 今後のまちづくりの方向性	8
第Ⅲ章 基本方針	9
1. 基本理念	9
2. 将来都市像	9
3. 都市づくりの基本方針	10
第Ⅳ章 立地適正化計画で設定する区域及び誘導施設	13
1. 都市機能区域及び誘導施設	13
(1) 都市機能区域設定の方針	13
(2) 誘導施設設定の方針	13
(3) 都市機能区域	13
(4) 誘導施設	16
2. 居住推奨区域の設定	17
(1) 居住推奨区域における本市の現状と課題	17
(2) 居住推奨区域区域の方針	20
(3) 歩いて暮らせるまちづくり骨格エリア	21

第Ⅴ章 防災指針	25
1. 防災指針とは	25
2. 災害リスクの分析	26
(1) 本市で想定される災害リスク	26
(2) 水災害リスクの分析	26
(3) 大規模盛土造成地に関する分析	38
3. 分析を踏まえた課題の整理	39
4. 防災対策の取組み方針	41
(1) 基本的な考え方	41
(2) 取組み方針	42
5. 具体的な取組みと目標	43
第Ⅵ章 実現化方策	45
1. 届出制度	45
(1) 都市機能区域外における誘導施設の建築行為又は開発行為の届出	45
(2) 居住推奨区域外における建築行為又は開発行為の届出	47
(3) 都市機能区域内における誘導施設の休止又は廃止の届出	49
2. 誘導施策	51
3. 目標値の設定	55
(1) 都市機能区域内の誘導施設の種類	55
(2) 居住推奨区域内の日常生活サービス施設の徒歩圏カバー率	55
4. 進行管理	56